

多久市における空家等対策に関する協定書

公益社団法人 佐賀県宅地建物取引業協会（以下「甲」という。）と多久市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市民生活の安全・安心を確保するため、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の未然防止、流通・活用等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）並びに空地をいう。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 空家等の管理不全防止に向けた取り組みに関すること。
- (2) 空家等の不動産取引の促進に関すること。
- (3) 空家等の活用促進に関すること。
- (4) 空家等の権利関係の整理に関すること。
- (5) 空家等の跡地活用に関すること。
- (6) 空家等への対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、広報・啓発に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第6条 甲は、第3条の取組事項を実施するにあたり空家等に関する相談窓口の設置に努めるものとする。

2 甲は、乙が主催する空家等に関する相談業務等において、乙又は空家等の所有者等から依頼があったときには相談に応じることに努めるものとする。

（苦情又は紛争の処理）

第7条 本協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上、処理するものとする。

（協定の変更・解除）

第8条 この協定に基づく業務について生じた疑義に対応するために必要な事項については、甲乙の協議により変更を行うことができるものとする。

2 乙は、甲又は会員がこの協定に基づく事項の遂行に関し不正又は不誠実な行為をしたときは、この協定を解除することができるものとする。

（秘密の保持）

第9条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た個人情報を目的外の使用及び第三者に漏らしてはならない。

2 甲は、前項の個人情報を知り得た会員に対しても、同様に前項の規定を遵守させるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲及び乙のいずれか一方も終了の意思表示がなかった場合は、更新期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲乙協議の上、定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和7年3月6日

甲 佐賀市神野東4丁目1番10号
公益社団法人 佐賀県宅地建物取引業協会

会長 平野 実


乙 多久市北多久町大字小侍7番地1
多久市長 横尾 俊彦
